

平成31年度事業計画

(事業計画書・収支予算書)

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

第 I . 基本方針

昨年、70年振りの漁業法改正を含む「水産政策の改革」が成立した。大日本水産会は、「国民・消費者に対する水産物の安定供給」という水産業界の使命を果たすべく、「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に則り、まず供給面において、「人・船」の分野で構造改革を進め、「資源の持続的利用」を推進する。また需要面では「消費拡大・輸出促進」を図り、「水産日本の復活」に向け、水産業を成長産業化していく。このため、引続き大震災からの本格的復興を図るとともに、以下の基本方針で取り組むこととする。

第一の柱は漁船の更新の促進。高船齢化し、生産性が低下した漁船の構造改革による代船建造が喫緊の課題。「漁船競争力強化プロジェクト」を中心に、造船業界の協力のもと、生産性、居住性に優れた快適な漁船の代船建造を促進するため、長期的な代船建造計画の円滑な実施を支援する。

第二の柱は船舶職員・漁業後継者の確保。漁業就業者の高齢化に加え、若い海技士（航海士、機関士等）の資格取得者が非常に少ないことから、「漁船乗組員確保養成プロジェクト」を通じて、全国の水産・海洋高校に対し漁業ガイダンスを行い、漁業の魅力、醍醐味を直接伝えることにより、引続き若い担い手の増加に繋げる。

第三の柱は資源の持続性に配慮した漁業の推進。来年の東京オリンピックを控え、「一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会」を核として、MELが欧米市場でも通用するよう国際化を進めるとともに、資源管理を推進する漁業の認証を増やし、「資源の持続性に配慮した漁業」を進める。

第四の柱は魚食普及。「魚食普及推進センター」を中心に、将来の水産物消費の担い手である子供達に魚食の素晴らしさを伝えるための「おさかな学習会」を充実させるとともに、セミナーやシンポジウムにより水産物消費拡大活動を進める。

第五の柱は輸出拡大。今年政府が掲げる水産物輸出額目標達成の年。世界的な和食ブーム、訪日観光客需要を追い風に、JETROとの連携を更に強化し、「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」を通じて、オール水産で水産物の輸出促進を図る。また、対米や対EUのHACCP認定を通じて水産物輸出の飛躍的拡大につなげる。

以上の基本方針の下、大日本水産会は、会員各位の協力を仰ぎながら、水産業全体の振興発展のため努力して参る所存。

第Ⅱ．具体的事業実施計画

1．一般会務、政策推進活動等

(1) 東日本大震災への対応

- ・本会の東日本大震災対策本部を通じて、被災地の水産業の本格的再生・復興そして創生に向けた支援、政策要望等を行う。
- ・被災地水産加工業の販路回復に向けては、昨年に引き続き復興水産加工業販路回復促進センターの構成団体として、6月に仙台で開催する「東北復興水産加工品展示商談会2019」の他、被災地の水産加工業者支援のための水産加工業販路拡大セミナーを開催する。

(2) 一般会務

- ・平成31年度水産功績者表彰（関係中央団体長による推薦により平成31年11月～平成32年2月に表彰式を開催予定）及び新年賀詞交歓会（平成32年1月開催予定）を開催する。
- ・「第21回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」を平成31年8月に、また「第17回シーフードショー大阪」を平成32年2月に開催し、魚食普及、輸出促進を中心に、効果的な運営を行う。
- ・水産関係団体、関係企業の協力を得て、全国水産高等学校カッターレース大会に協賛すると共に、全国水産高等学校長協会の活動を応援する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
平成31年度水産功績者表彰式	平成31年11月～平成32年2月	石垣記念ホール
新年賀詞交歓会	平成32年1月7日	
第21回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー	平成31年8月21日～23日	東京ビッグサイト
第17回シーフードショー大阪	平成32年2月	ATCホール大阪
全国水産・海洋高校カッターレース大会（協賛）	平成31年7月	
全国水産・海洋高校食品技能コンテスト 全国大会（協賛）	平成31年7月	

(3) 水産政策拡充対策

- ・「水産基本計画」の円滑な推進に向け、業界の意見を集約し、政策、予算、税制改正等の陳情要望を行い、必要に応じ、予算・税務委員会、白書説明会等を開催する。
- ・漁船の代船建造対策については、本会と海洋水産システム協会とが共同で立上げた「漁船競争力強化プロジェクト」を中心に、造船業界の協力のもと、漁業者団体が示す長期的な代船建造計画の円滑な実施の支援のため、水産業界としての建造要望を整理し、とりまとめる。
- ・日米2国間の物品貿易協定（TAG）の交渉等、自由貿易関連政策については、引き続き状況を注視し逐次対応する。
- ・「一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会」と連携し、制度の国際標準化や認証水産物が海外の市場に受け入れられるための体制づくりを支援するとともに、十分な普及に至っていない国内消費者や流通加工事業者に対して MEL の認知度向上に向けた普及活動を行う。
- ・来年開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける、「持続可能性に配慮した調達コード」について、持続可能な日本産農林水産物の活用推進協議会等とも連携し、MEL 認証水産物の調達に向けて支援する。
- ・また、MEL に関心のある事業者に対し、MEL の概要や取得にあたって必要となる手順・手続き等についての講習会を開催するとともに、MEL の認証審査員育成のため、学識経験者等を対象に研修会を開催する。

(4) 広報関係

- ・月刊機関誌「水産界」、「水産手帳」については、内容の充実を図りつつ、それぞれの特徴を生かしながら発行する。

事 項	期日・回数等
月刊機関誌「水産界」	1回／月発行
同 編集会議	1回／月開催
2020年版水産手帳	平成31年12月上旬

2. 魚食普及推進関係等

魚食普及推進センターを中心に、「おさかな普及協議会」、「おさかな食べようネットワーク」、「水産加工・流通構造改善促進事業及び魚食普及推進事業」（以下「魚食普及推進事業」）の効果的運営・実施と連携により魚食普及推進活動に取り組む。

（1）ネットワーク活動

- ・9年目を迎えた「魚食普及推進センター」を中心に、水産関係団体・企業や個人約780会員で構成する「おさかな食べようネットワーク」と、水産庁「魚の国のしあわせプロジェクト」及び「魚食普及推進事業」の連携・協働により、全国各地で行われている魚食普及推進活動が幅広く、より効果的な活動となり、相乗効果を発揮することで、水産物消費拡大が目に見える成果に結びつくよう取り組む。特に、全国各地のおさかな学習会等実施団体と連携を図りながら、ネットワーク会員の拡大、講師登録の拡充など魚食普及ネットワークの全国展開体制を構築する。
- ・ネットワーク会員の拡大及び全国各地域における魚食普及活動情報を共有するためのメールマガジンを、毎月定期発信する。
- ・ネットワーク会員の活動・広報資料として「おさかな食べようネットワーク読本」、「お魚便利帳」等の魚食普及関連資料を活用する。
- ・情報交換や告知をはじめ、全国的な魚食普及活動に必要なツールを利用できるよう、魚食普及推進センターのホームページを改修する。

（2）おさかな学習会

- ・「おさかな学習会」などの出前授業に対する実施意向を示す小学校が約6割にのぼり非常に需要が大きいこと、また昨年度実施したおさかな学習会に参加した小学生及び保護者へのアンケート結果より、学習会実施後の家庭での魚食頻度の増加について一定の効果が見られたことから、全国規模での「おさかな学習会」の実施を展開していく必要がある。
- ・全国各地で実施しているおさかな学習会の講師を、「おさかな食べようネットワーク」の講師として登録し、積極的な出前授業を支援し、出前授業を希望する小学校と講師とのマッチングを行うことで、おさかな学習会の全国的な拡充を図る。また、本会会員の企業・団体が窓口になって開催希望が寄せられている「おさかな学習会」への講師派遣や出前授業の実施についても積極的に支援する。

- ・「おさかな BOOK」、「おさかな便利帳」等の資料類は、学校や家庭で海と魚について話し合うきっかけとなっており、本年も内容の充実を図りながら小学校おさかな学習会等で参加した児童に配布する。

(3) シンポジウム開催

- ・学校給食への水産製品活用促進に向け、各県の栄養教諭・管理栄養士の方々に、水産物食材を食育に活用してもらうための取組み等を進める。
- ・水産物の栄養知識については水産物消費拡大の基本的知識として重要であり、様々な他の食品の健康機能性の宣伝の中で埋没しないよう、その優位性などを最新の科学的知見とともに提供するなど普及啓発活動に努める。

(4) 地域活動等との連携・協働

- ・文部科学省「土曜学習応援団」、内閣府「食育推進全国大会」、NHK「ふるさとの食につぼんの食フェスティバル」、「東京湾大感謝祭」等への参加を通じて、官民連携した消費拡大活動に取り組む。また、地域で行われている魚食普及推進活動を積極的に支援し、連携・協働した取組を行う。

(5) シーフードショーの場を活用した魚食普及活動

- ・シーフードショーの場を活用し、水産関係者に対して魚食普及活動の実践例を見学できるような形で「シーフードショーおさかな学習会」を開催し魚食普及活動の情報共有を行う。

(6) 魚食普及推進事業

- ・魚食普及推進事業として、魚食普及リーダー向けセミナー等を開催し、地方自治体や民間でおさかな学習会などに取り組む人に、科学的知見や取り組みに係るノウハウを提案・提供するとともに、水産市場や、水産物の認知度の高い地域等での、水産物に対する興味関心の内容に応じた魚食普及活動を計画する。
- ・健康や栄養に対する意識が高まる妊婦さんを対象に、栄養専門家による、母体や胎児の健康や成長に必要な栄養が、豊富に摂取できる魚食の重要性についての講演を行う。同時に資料配布を行い、魚食普及の啓発活動を行う。
- ・栄養士等を含めた学校給食関係者等に集合給食での国産水産物の利用を促進するノ

ノウハウを提供する等、魚食普及のためのセミナー等を広域的な観点から実施する。

- ・Fish-1 グランプリでは、水産高校生の地域での活動を通じて、全国の水産・海洋高校の魚食普及への取組み等の活動を応援する。

（7）持続可能な漁業等の普及・啓発

・国連で採択された SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）など、近年、環境問題や持続的資源管理のテーマが学校教育に取り入れられるなど注目を集めており、魚食普及活動においても重要な分野となっている。環境に配慮した持続可能な資源である MEL 認証、AEL 認証を取得した魚介類を、イベントや料理教室、小・中学校おさかな学習会等で使用し、持続可能な漁業の普及啓発を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
おさかな普及協議会推進委員会 メルマガ発信	平成31年5月、10月 毎月	本会会議室 魚食普及推進センター
魚食普及貢献者感謝状贈呈式	平成31年11月～平成32年2月	石垣記念ホール
シンポジウム／セミナー	平成31年5月～平成32年2月	場所未定
栄養士・給食関係者セミナー／料理教室	平成31年5月～平成32年2月	場所未定
親子おさかな学習会（シーフードショー）	平成31年8月	東京ビッグサイト
小学生おさかな学習会（シーフードショー）	平成32年2月	ATC ホール大阪
小学校おさかな学習会	平成31年5月～平成32年2月	首都圏小学校他
各種イベント参加・実施	平成31年5月～平成32年2月	全国各地

3. 海務・労務、国際対策業務等

（1）漁業労働対策

（漁業就業者育成・確保対策）

- ・全国漁業就業者確保育成センターと連携し、漁業就業に関する事業の情報を業界団体等に提供するとともに、引き続き漁業就業支援フェア等の催しを支援する。
- ・「漁船乗組員確保養成プロジェクト」の事務局として、各団体が策定した人材確保のアクションプランの実施を支援し、漁船乗組員の確保・養成・定着の実現を図る。また、水産高校校長会及び文部科学省と連携し、水産高校において漁業の魅力伝える漁業ガイダンス等を開催し、水産高校新卒者の水産業界への人材受入れを図る。
- ・法務省、水産庁が連携し、平成27年より函館少年刑務所で漁業講話を実施してき

たが、本年度は船舶職員に係る職業訓練者と協力雇用主（受入希望企業）との漁業就業相談会を実施する。

（海技士養成事業）

- ・平成31年度水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業の実施に伴い、関係省庁、関係漁業団体、関係漁業会社、関係水産高校等と連携して、海技士養成コース受講生の募集、選定等を行う。
- ・併せて、4月より4級海技免状（航海）取得希望者に対する管理事業も行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
漁業就業支援フェア支援 事務局員として参加	平成31年4月～平成32年3月	東京・大阪・福岡他
水産高校生向け漁業の魅力を伝える 漁業ガイドンス	平成31年4月～平成32年3月	水産高校等
漁船乗組員確保養成プロジェクト 人材確保アクションプラン進捗報告	平成31年4月～平成32年3月	本会会議室
平成31年度水産高校卒業生を対象とした 海技士養成事業	平成31年4月～平成32年3月	4級船舶職員養成施設認定水産高校等

（外国人漁業技能実習）

- ・漁船漁業分野においては、監理団体の広域化に対応するため、関係漁業中央団体を通じた指導・連絡体制の強化を図る。
- ・新制度では専門級試験（実技試験）が義務化されるため、安定的な試験実施体制を構築し、各監理団体に対して「確実な技能移転」を確認する機会を設けることとする。
- ・養殖業職種については、更なる技能評価試験受験者の増加、技能実習生受け入れ道県の広域化に対処するため、効率的な制度運営を行う。
- ・水産庁設置の「漁業技能実習事業協議会」に構成員及び共同事務局として参加し、漁船漁業・養殖業職種における技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う。

漁船漁業職種

事項・内容等	期日・回数等	場所等
漁船漁業技能評価試験（初級） （87回実施予定）	平成31年4月～平成32年3月	香美町他
漁船漁業技能評価試験（中級） （2回実施予定）	平成31年4月～6月	豊岡市他
漁船漁業技能評価試験（専門級） （50回実施予定）	平成31年4月～平成32年3月	生月町他
漁船漁業技能評価委員会 （12回実施予定）	平成31年4月～平成32年3月	本会会議室
漁船漁業技能評価試験委員会	上半期開催予定	本会会議室
漁業技能実習事業協議会	平成31年7月	農林水産省

養殖業職種

事項・内容等	期日・回数等	場所等
養殖業技能評価試験（初級） （43回実施予定）	平成31年4月～平成32年3月	大竹市他
養殖業技能評価試験（専門級） （20回実施予定）	平成31年4月～平成32年3月	大竹市
養殖業技能評価委員会 （13回実施予定）	平成31年4月～平成32年3月	本会会議室
養殖業技能実習制度協議会	上半期開催予定	本会会議室
漁業技能実習事業協議会	平成31年7月	農林水産省

（新たな外国人材の受入れについて）

- ・4月より制度が開始される改正入管法に基づく在留資格「特定技能」による外国人の受入れに向け、漁業又は水産加工業に従事する外国人の漁村地域での円滑な共生を図るため、関係省庁、中央漁業団体と連携し、漁業協同組合等が行う、相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等を支援する環境整備事業を行う。
- ・また、就労を希望する外国人の漁業に関する必要な知識・技能及び日本語能力について、一定水準を満たすものであるか確認するため、海外で実施する技能等評価試験制度の構築を行うほか、関係省庁・有識者・中央漁業団体を構成員とした「運営協議会」を設置し、技能等評価試験の総合的な管理・運営を行う。

(2) 海務・労務関係対策

- ・漁船を対象とする国際条約の批准及び国内法制化に向けた、関係官庁、業界団体等による検討会については引き続き漁業中央団体や水産系海事教育機関等と連携して対応を行う。
- ・STCW-F条約については本年4月開催予定のIMO改正審議（HTW6）に海務・労務委員会メンバーを派遣し情報の収集に努める。
- ・ケープタウン新協定については、協定の発効見込みを踏まえつつ、引き続き関係官労使とともに締結準備作業に取り組む。
- ・ILO漁業労働条約については、同条約未批准の我が国漁船が締約国入港検査時に対応できるよう水産庁に働きかけを行う一方、水産庁が実施する同条約分科会に参加し、引き続き批准のための検討を行う。
- ・来年1月よりシップリサイクル条約に基づくEU地域規制が開始されるため、遠洋漁業団体に対し、継続的にインベントリ（船舶に存在する有害物質等の概算量と場所を記載した一覧表）作成の必要性を周知する。
- ・日本船舶技術研究協会や日本海難防止協会などが実施する検討会に出席し、漁船を含む船舶の国際的な情報把握に努める。特に、マイクロプラスチック対策については世界的な関心が高まっていることから、重点的にIMOにおけるMEPC（海洋環境保護委員会）関連情報の収集に努める。
- ・洋上風力発電、海底ケーブル敷設工事、日高沖石油試掘等などの操業に影響を与える事業が増加していることから、継続的に情報収集を行い、関係漁業団体とともに調整活動を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
海上特別委員会 海務・労務委員会（年10回開催） 漁船対象の国際条約への対応検討	平成31年5月上旬	本会会議室 本会会議室

(3) 漁業経営安定対策

- ・担い手代船取得支援リース事業については、4隻に対するリース料の一部助成を行う。

事 項	内容・場所等	
担い手代船取得支援リース事業 リース料助成	4隻、約12百万円	鳥取県漁協、落石漁協他

(4) 国際対策会議、多国間、資源管理関係

- ・資源管理・海洋環境問題については、CITES（ワシントン条約締約国会議）COP18を見据え、GGT（自然資源保全協会）との連携を図り、情報の収集・検討、関連団体への周知徹底に努める。
- ・国際漁業問題については、OPRT（責任あるまぐろ漁業推進機構）等関係団体と連携し、FAO（国連食糧農業機関）をはじめとする国際機関の動向を注視しつつ、的確な対応に努めるとともに、政府の活動に対する支援を行う。
- ・我が国の水産資源の持続的利用に係る取組みについて、国際的なプラットフォーム等を活用し、国際社会にPRを行う。
- ・国際漁業等再編対策事業については、従来の国際漁業再編対策事業に加え、資源管理手法の拡充等を踏まえた漁業生産構造の再編整備を実施する、新資源管理導入円滑化等推進事業を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
国際対策委員会	年4回開催	本会会議室
東アジア漁業特別委員会	平成31年5月	本会会議室
ICFA年次会合	平成31年9月	イタリア・ローマ

4. 国際業務、水産食品安全対策、加工流通対策及び輸出促進等

(1) 国際関係業務（二国間関係）

- ・韓国関係については、事故処理の解決に努めるとともに、事故防止及び操業秩序の確立のため、安全操業協定の改定及び操業秩序維持等について、韓国水産会及び両国の関係漁業団体との間で協議を行う。
- ・また、日本海北部暫定水域における漁場利用の検討のために政府と関係漁業団体により構成される協議に参加する。その他、韓国側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知を行う。
- ・中国関係については、事故処理の解決に努めるとともに、事故防止及び操業秩序の

確立のため、安全操業協定の改定及び操業秩序維持等について中国漁業協会及び両国の関係漁業者・団体との間で協議を行う。また、中国側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、情報の周知を行う。

- ・**台湾関係**については、公益財団法人交流協会と台湾の垂東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めに係る実施状況を注視しつつ、水産庁、関係漁業者・団体と連携の上、対応を図る。
- ・また、漁船間事故が発生した場合や海上事故処理制度の運用等について、中華民国全国漁会との間で協議を行う他、台湾側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、情報の周知を行う。
- ・**日中韓三ヶ国関係**については、操業秩序維持、資源管理、海上事故防止等について中国漁業協会、韓国水産会との間において協議を行う。
- ・**ロシア関係**については、政府間の協議に民間漁業団体を代表し参加する。また両国関係者の交流による意見交換の機会を設けるとともに、機材供与の基本協定締結を行い、さけ・ます漁業関係の協力事業、地先沖合漁業関係の協力事業等を実施し、我が国の北洋漁業の安定的操業確保を図る。
- ・持続的利用体制確立事業において、公益財団法人海外漁業協力財団と連携の上、鯨類資源を含む水産資源の持続的利用に関する考え方を関係国漁業者へ根付かせるためのワークショップを開催する。
- ・上記以外の国との漁業関係についても、当該国の来日の際に我が国関係者との意見交換の場を設ける等の対応を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
1. 韓国関係		
民間漁業者団体間協議	年1～2回開催	日本及び韓国
北部暫定水域の交代利用に係る協議	年1～2回開催	日本及び韓国
漁船間事故処理実務者協議及び合同委員会	年1～2回開催	日本及び韓国
民間いか釣り漁業協議	平成31年4月	韓国
まき網漁労長会議	平成31年7月	日本
はえ縄漁業者当事者間協議	平成31年5月、9月	日本及び韓国
以西底曳・かご漁業者当事者間協議	平成31年9月	日本
日本べにずわいがにかご漁業者と 韓国はえ縄漁業者との当事者間協議	平成31年9月	韓国
べにずわいがに漁労長会議	平成31年8月	韓国
日韓民間漁業協議会	平成31年11月	韓国
2. 中国関係		

事故処理委員会 いか釣り漁業者当事者間協議 日中民間漁業協議会 まき網漁業者当事者間協議	年1～2回開催 平成31年6月 平成31年8月 平成32年2月	日本及び中国 中国 日本 日本
3. 台湾関係 日台民間漁業協議会	平成31年10月	日本
4. 日中韓三ヵ国関係 日中韓民間漁業協議会	平成31年11月	日本
5. 国内対策 事故防止現地協議会	平成31年8月	日本、那覇
6. ロシア関係 日ロ漁業委員会第36回会議 日ロ漁業合同委員会第36回会議 さけ・ます政府間交渉	平成31年11月～12月 平成32年3月 平成31年3月	ロシア・モスクワ 日本 日本
7. 鯨類資源等持続的利用ワークショップ	年4～5回開催	中国・韓国・台湾等

(2) 水産物輸出関連対策

- ・国産水産物の、安全性や品質に関する正確な情報提供等を通じ輸出拡大を図るため、農林水産省、業務提携を行っている日本貿易振興機構（JETRO）の「農林水産物・食品輸出促進本部」をはじめ、関係団体と連携を図り、海外において開催されるシーフードショー等の展示会・商談会において、国産水産物の紹介や出展企業の参加を促進する。なお、JETROとは輸出対策特別委員会においても定期的に情報交換を行う。
- ・また、東京・大阪における本会主催シーフードショーにおいて、JETROが招聘する海外のバイヤーとの輸出商談会を開催するとともに、日本産水産物の積極的なPRを行う。
- ・JETROと連携して「水産物輸出・HACCP入門セミナー」を全国各地で開催する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
輸出対策特別委員会	平成31年5月～（適宜開催）	本会会議室等

(水産物・水産加工品輸出拡大協議会)

- ・水産物輸出機会の開拓と拡大を図るため、農林水産省が設置した「農林水産物等輸出促進全国協議会」に水産分野の幹事団体として引き続き参画し、情報収集、関係業界への周知等輸出促進のための環境整備を図る。
- ・更に平成27年2月に設立した「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」の加入団体も現在は13団体に増え、本会は事務局として、海外での水産物や和食のセミナーの開催、食品見本市への出展団体取りまとめ、季節に応じた様々な魚種の組合せによる周年供給体制の実現や、日本産水産物の認知度向上・ブランド化、有望国へのマーケティング、海外マーケット調査、海外商談会の開催などを通じ、オール水産体制でのジャパンプランドの確立を図り、水産物輸出拡大のスピードアップに取り組む。

(3) 水産食品品質確保対策・加工流通対策

- ・水産食品・安全表示部会において、HACCP認定工場の全国的な拡大、および被災地域における復興施設のHACCP認定促進について検討、推進する。
- ・水産食品品質高度化協議会の開催に合わせて、水産食品における品質衛生高度化への取り組みに関するセミナーを行う。
- ・水産物輸出倍増環境整備対策事業のうち、HACCP認定加速化支援事業の水産加工場品質・衛生管理指導について、水産食品の品質・衛生管理レベルの向上を目指した講習会や、専門家による現地指導事業を実施する。
- ・HACCP講習会は、東京の他、地方開催の要請に可能な限り対応する。
- ・優良衛生品質管理市場・漁港認定の対応を行う。
- ・パレットモジュール化・容器ダウンサイズ化等流通の合理化に係る業界への啓発・普及とともに、流通・加工諸問題に関する情報の収集と関係者への提供に努める。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
水産食品・安全表示部会 水産食品品質高度化協議会 HACCP 講習会 HACCP 認定審査（新規・更新） 対 EU・HACCP 認定事前審査（新規） 一般的衛生管理講習会 HACCP 支援法認定業務 優良衛生品質管理市場・漁港認定	適宜開催 平成 31 年 5 月 年 18 回開催 約 100 件 約 18 件 適宜開催 適宜開催 適宜開催	石垣記念ホール 東京都内他

（水産物 EU・HACCP 事前審査センター）

- ・ EU への水産物の輸出促進に向けて、EU・HACCP の認定取得を促進するため、「水産物 EU・HACCP 事前審査センター」の事務局として、水産庁による EU・HACCP 認定の加速化に努め、認定施設の増加を図る。

（EU・HACCP 認定施設指導・監視事業）

- ・ 水産物輸出環境整備対策事業のうち EU・HACCP 認定施設指導・監視事業において EU・HACCP 認定施設における定期監視及び輸出荷口検査を実施する。また、定期監視及び輸出荷口検査を実施する者に対する講習会を実施する。